

医事法

8. 人の出生に関する諸問題(2)

7階第5研究室

江原朗

(第6章参照)

生殖補助に対する国の取り組み

- ・ 生殖補助医療技術の実施要件
 - 医療行為者の行動規制
 - 自主規制に従わない医療者の出現
- ・ 生まれた子供の身分の確定の問題
 - AID(非配偶者間人工授精)によって嫡出否認を認める判決の出現
 - 商業主義の台頭

精子・卵子・胚の提供等による生殖補助制度の整備に関する報告書(2003)

- ・生まれてくる子の福祉優先
- ・人を専ら生殖手段として扱ってはならない
- ・安全性への十分な配慮
- ・優生思想の排除
- ・商業主義の排除
- ・人間の尊厳を守る

優生思想

- ・生まれてきてほしい人間の生命と、そうでないものとの区別
- ・生まれてきてほしくない人間の生命は人工的に殺してもかまわないとする考え方
- ・問題点：受精卵診断、出生前診断や人工妊娠中絶との関連

整備報告書(2003年)の概要

- ・生殖補助医療の管理
- ・生殖補助医療の利用者の要件
- ・提供者の要件
- ・生殖補助医療の実施
- ・生殖補助医療後について
- ・罰則
- ・その他

求められる生殖補助医療の管理 (整備報告書)

- 公的管理運営機関の設立
 - 提供者の個人情報、医学情報、提供を受けた夫婦の同意書や子の情報の保存
- 生殖補助医療実施機関
 - 厚生労働大臣または地方自治体の長が指定する施設であること

生殖補助医療利用者の要件 (整備報告書)

- ・ 子を欲しながら、不妊症のために子を持つことができない法律上婚姻した夫婦
- ・ 自分の精子・卵子で妊娠・出産が可能な場合は、提供された精子・卵子での生殖補助医療は不可
- ・ 精子提供、卵子提供、胚の提供は認められている。

提供者の要件 (整備報告書)

- 精子提供: 満55歳未満
- 卵子提供: 満35歳未満すでに子供のいる成人
- 保存期間(提供者名は匿名)
 - 精子・卵子: 2年
 - 胚: 10年
 - 提供者の死亡時には廃棄
 - 同一提供者からは、妊娠10人まで

生殖補助医療の実施 (整備報告書)

- ・代理懐胎(代理母、借り腹):禁止
- ・体外受精、胚移植:子宮には2個まで
- ・金銭等の対かの供与・受領の禁止
- ・夫婦それぞれの同意書が必要
- ・インフォームド・コンセントの際にカウンセリング

生殖補助医療後について (整備報告書)

- ・ 生殖補助医療による出生児：
 - － 15歳以上で提供者の情報を開示請求可能
- ・ 生殖補助医療での出生児における結婚相手が近親者でないことの確認：
 - － 公的管理運営機関が実施
- ・ 生まれた子に関して児童相談所への相談

罰則 (整備報告書)

- 法律によって以下の事項に罰則を求める
 - 営利目的での精子・卵子・胚の授受およびそのあっせん
 - 代理懐胎のための施術・施術のあっせん
 - 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関する秘密の漏えい

生殖補助医療での過誤

- 受精卵の取り違え
 - 人工妊娠中絶をするのか、生むのか、
 - 賠償は？
- 減数墮胎の問題
 - 複数の受精卵を子宮に戻した場合の減数
 - 母親の過重負担軽減、子の生育障害予防
- 人工受精児が奇形を有していた場合